

住基ネット関連訴訟に関する判決

資料5

＜平成17年＞	5月30日(月)	金沢地裁判決(一部敗訴)①
	5月31日(火)	名古屋地裁10部判決(全面勝訴)②
	10月14日(金)	福岡地裁判決(全面勝訴)
＜平成18年＞	2月9日(木)	大阪地裁判決(全面勝訴)
	3月20日(月)	千葉地裁判決(全面勝訴)③
	3月24日(金)	杉並事件地裁判決(全面勝訴)※④
	4月7日(金)	東京地裁25部判決(全面勝訴)
	4月11日(火)	和歌山地裁判決(全面勝訴)⑤
	7月26日(水)	東京地裁50部判決(全面勝訴)
	9月29日(金)	名古屋地裁6部判決(全面勝訴)
	10月26日(木)	横浜地裁判決(全面勝訴)
	11月9日(木)	宇都宮地裁判決(全面勝訴)
	【11月30日(木)	大阪高裁判決＜被告豊中市ほか＞(一部敗訴)※※】
	12月11日(月)	名古屋高裁金沢支部判決(全面勝訴)①の控訴審
＜平成19年＞	2月1日(木)	名古屋高裁判決(全面勝訴)②の控訴審
	2月16日(金)	さいたま地裁判決(全面勝訴)
	5月15日(火)	福島地裁判決(全面勝訴)
	10月17日(水)	東京高裁判決(全面勝訴)③の控訴審
	11月29日(木)	杉並事件高裁判決(全面勝訴)※④の控訴審

＜今後の予定＞平成20年2月27日(水) 大阪高裁判決 ⑤の控訴審

これらの事件は、国も被告となっており、住基ネットの運用差止め可否、損害賠償請求が争点。

ただし、※の杉並事件は、住基ネットへの参加を望む住民に限り本人確認情報を通知する、いわゆる「選択制」の可否が争点。
なお、【※※】の事件は、豊中市、箕面市、吹田市、守口市、八尾市のみが被告であり、損害賠償請求、住民票コードの削除等が争点。

○ 地裁判決があったものについては、すべて、控訴されている。

○ この他、札幌、熊本の2地裁に同様の訴訟が係属しており、概ね今年中に結審し、判決が言い渡されることが見込まれる。

【国が被告となっている訴訟】

○ 国に対する損害賠償請求と、都道府県、市町村、地方自治情報センターに対して住民票コードの削除等を求める訴訟。全国で35件が係属中。

- ・ 東京地裁係属事件 11件
(内1件は平成18年4月7日判決→勝訴→高裁係属中)
- ・ (内10件は平成18年7月26日判決→勝訴→高裁係属中)
- ・ 大阪地裁係属事件 5件
(平成18年2月9日判決→勝訴→高裁係属中)
- ・ 札幌地裁係属事件 1件
- ・ 福島地裁係属事件 2件
(平成19年5月15日判決→勝訴→高裁係属中)
- ・ 宇都宮地裁係属事件 2件
(平成18年11月9日判決→勝訴→高裁係属中)
- ・ 千葉地裁係属事件 1件
(平成18年3月20日判決→勝訴
→平成19年10月17日判決(二審勝訴))
- ・ さいたま地裁係属事件 2件
(平成19年2月16日判決→勝訴→高裁継続中)
- ・ 横浜地裁係属事件 2件
(平成18年10月26日判決→勝訴→高裁係属中)
- ・ 名古屋地裁係属事件 3件
(内2件は平成17年5月31日判決→勝訴→
平成19年2月1日判決(二審勝訴)→上告中)
- ・ (内1件は平成18年9月29日判決→勝訴→高裁係属中)
- ・ 金沢地裁係属事件 2件
(平成17年5月30日判決(一部敗訴)→県等控訴→
平成18年12月11日判決(二審勝訴)→上告中)
- ・ 和歌山地裁係属事件 1件
(平成18年4月11日判決→勝訴→高裁係属中)
- ・ 福岡地裁係属事件 2件
(平成17年10月14日判決→勝訴→高裁係属中)
- ・ 熊本地裁係属事件 1件

○ 国に対する損害賠償請求と、都に対する非通知希望者以外の区民の本人確認情報を受領する義務の確認を求める訴訟(杉並区が原告)。

- (平成18年3月24日判決→勝訴→
平成19年11月29日判決(二審勝訴)→上告中)

【国が被告となっていない訴訟】

1 このうち、国の利害に関係のある訴訟として、法務大臣の権限等に関する法律第7条第1項の規定に基づき法務大臣が訴訟実施をしているもの

- 損害賠償と住民票コードの削除等を求める訴訟
 - ・ 東京地裁係属事件 2件:全て被告(西東京市)
 - ・ 大阪地裁係属事件 2件
(内1件:被告(豊中市)二審勝訴(確定))
 - ・ (内1件:被告(豊中市ほか4市)一審勝訴→三審一部敗訴
→上告中(吹田市、守口市)ノ敗訴確定(箕面市))
- 住民訴訟
 - ・ 名古屋地裁係属事件 1件
→被告(名古屋)一審、二審勝訴(確定)
- 住民票コードの記載・通知に関する訴訟
 - ・ 東京地裁係属事件 3件
:全て被告(西東京市)一審、二審勝訴→上告中
 - ・ 横浜地裁係属事件 1件
:被告(神奈川県、鎌倉市)一審、二審勝訴、上告棄却(確定)
 - ・ 神戸地裁係属事件 3件
:全て被告(兵庫県、神戸市等)勝訴→高裁係属中
 - ・ 福岡地裁係属事件 1件
:被告(福岡市中央区)勝訴確定
 - ・ 大分地裁係属事件 3件:(内2件→被告(大分市))二審勝訴
:(内1件→被告(別府市))二審勝訴(確定)
- 損害賠償を求める訴訟
 - ・ 福岡地裁係属事件 1件:被告(福岡市)一審勝訴(確定)

2 1以外の訴訟

- 市から県への本人確認情報の通知の取消を求める訴訟
 - ・ 水戸地裁係属事件 1件
:被告(つくば市)一審、二審勝訴、上告棄却(確定)
- 個人情報保護条例上の決定(本人確認情報の提供の中止を求める請求を退ける決定)の取消を求める訴訟
 - ・ 岡山地裁係属事件 1件:被告(岡山県)勝訴確定
- 住民票コードの記載・通知に関する訴訟
 - ・ 富山地裁係属事件 1件
:被告(富山市)一審、二審勝訴、上告棄却(確定)
- 住民訴訟
 - ・ 熊本地裁係属事件 1件:被告(熊本県)勝訴確定
 - ・ 東京地裁係属事件 2件:被告(杉並区)いずれも勝訴確定

住民基本台帳ネットワークシステムに係る東京高等裁判所判決
(平成19年10月17日)の概要

【事件の概要】

- 千葉県内の住民が、国、千葉県及び地方自治情報センターを相手取り、
 - ① 千葉県に対し、本人確認情報の提供の差し止め
 - ② 千葉県、地方自治情報センターに対し、本人確認情報の削除
 - ③ 国、千葉県、地方自治情報センターに対し、損害賠償 を請求。
- 千葉地裁判決（平成18年3月20日）は、原告の請求をいずれも棄却。
- 千葉県内の住民が、原審の破棄を求め、控訴したもの。

【判決主文】

- 本件控訴をいずれも棄却する。

【判決概要】

- 他人に知られたくないと感じる個人の私生活上の情報（プライバシー）を自己の欲しない他者にみだりに開示され、利用されないという期待は、憲法13条によって保障される人格権の一内容として、法的保護を受ける。また、住基ネットの本人確認情報は、プライバシーに該当する。
- 住基ネットについては、本人確認情報の保管管理の制度的仕組みが適切さを欠き、制度的に個々の国民のプライバシーの侵害を引き起こす現実的、具体的危険があるとすると、住基ネット自体が、違憲違法と評価され、人格権に基づき、予防請求ができる^{と解する余地が生じる}。また、制度自体が違憲違法とまではいえないとしても、その現実の運用状況からプライバシー侵害が引き起こされる現実的、具体的危険があるという場合にも、侵害の予防を求めることが出来ると解する余地が生じる。
- しかし、住基ネットの法制度面及び運用面のいずれから検討しても、現在、控訴人らの主張するようなプライバシー侵害のおそれなるものは、一般的、抽象的レベルにとどまるものであって、侵害予防請求を根拠づけるに足るほどの現実的、具体的な危険にまでなっているとは認められない。
- データマッチングの危険性については、私生活の平穏や人格的自律が脅かされるという危険が、現在、人格権に基づく妨害予防請求を認めるに足るほど現実的、具体的なものになっていると認めるに至らない。
- 控訴人らの請求をいずれも棄却した原判決は相当であり、本件控訴はいずれも理由がない。

杉並区住基ネット受信義務確認等請求事件に係る
東京高裁判決（平成19年11月29日）の概要（未定稿）

【主文】

- 本件控訴及び控訴人の控訴審における追加請求をいずれも棄却する。
[東京地裁の原判決（被控訴人東京都に対して本人確認情報の受信義務の確認を求める訴えにつき却下、被控訴人両名（国・東京都）に対する損害賠償につき請求棄却）を是認。]

【裁判所の判断】

- 本件確認の訴えについては、住基法の適用の適正ないし住民基本台帳事務の適正な実施を求めるものにほかならないから、地方公共団体の主観的な権利利益の保護救済を目的とするものということとはできない。このため、裁判所法3条1項の「法律上の争訟」に当たらず、不適法である。
- 住民に係る本人確認情報を、都道府県知事へ送信するか否かについての裁量権を、市町村に付与しているとは到底考えられないから、市町村長はもれなく当該本人確認情報を送信する義務があり、これを怠った市町村の行為は違法である。
- 控訴人杉並区が求めているのは、杉並区民のうちの通知希望者に係る本人確認情報のみの送信という住基法第30条の5第1項及び第2項に違反する違法な送信であり、許されないから、被控訴人東京都は、同条第3項の規定に従い、控訴人から送信された本人確認情報を受信する義務はない。
- 控訴人は、プライバシー権の制度的保障の欠如にもかかわらず、選択式を認めないなど、住基ネットの違憲性又は違法性を主張する。しかし、市町村のみならず、行政機関は唯一の立法機関である国会が制定した法律を誠実に執行しなければならない。地方公共団体である控訴人が独自に違憲性を判断し、住基法に定められた事務処理を行わないことは許されない。したがって、控訴人の被控訴人東京都に対する本件国賠請求は理由がない。
- 被控訴人国が、被控訴人東京都に対して適切な指導を行わなかったということとはできない。また、控訴人に対し横浜市に対する対応を異なった対応をしたことは何ら違法ではないから、控訴人の被控訴人国に対する本件国賠請求も理由がない。

住基ネットに関する箕面市の経緯

H14. 11. 11 箕面市等の住民が大阪地裁に裁判を提起

箕面市等の住民が箕面市等を相手取り、住基ネットへの接続等により人格権等が侵害され、精神的損害を被ったなどとして損害賠償を請求。

H16. 2. 27 大阪地裁判決（行政側全面勝訴）

H16. 3. 12 住民は大阪地裁判決を不服として控訴

住民は、控訴審においては、箕面市等に対する損害賠償請求に加え、箕面市の住民1名、吹田市の住民1名、守口市の住民2名につき、住民票コードの削除等を求めていたところ。

H18. 11. 30 大阪高裁判決（行政側一部敗訴）

住民票コードの削除について住民の請求を認容（その他については棄却）。

H18. 12. 7 箕面市長が上告を断念する旨を表明（吹田市及び守口市は上告）

H18. 12. 28 箕面市において検討会を設置

箕面市長は、大阪高裁判決を実現する方策、選択制を実施する方法などの検討を専門家に依頼。

H19. 3. 30 箕面市検討会が報告書を提出

当該報告書において、以下について提言。

- ・控訴人である住民の住民票コードを削除するため、要は、当該住民の住民票を職権で削除したうえで、住民票コードを記載しない住民票を職権で記載すること。
- ・控訴人以外の住民についても、希望に応じて住民票コードを削除するという選択制を導入すること。

H19. 6. 5 箕面市長より大阪府知事あて、「住基ネットにおける住民票コードの削除にかかる現状確認について（報告）」通知

箕面市長は、大阪高裁判決を受け、

- ・ 控訴人については、大阪高裁判決に基づき実施
- ・ 住基ネットに関し、住民の選択制を導入すること等を議会及び報道機関に説明した旨報告。

H19. 6. 21 上記の報告を受け、大阪府知事より箕面市長に対し、府の見解を示し、及びそれに対する箕面市長の見解等を照会

H19. 7. 5 箕面市から、上記大阪府知事からの照会に対する回答

- ・ 府の見解に対する箕面市の見解及びその法的根拠
- ・ 「選択制」の具体的方法等について

H19. 9. 6 大阪府知事から箕面市長あて、住民基本台帳に規定する事務の適正な執行についての勧告

- ・ 箕面市において、その住民が住所を有するにもかかわらず、その住民票を職権で削除したうえで住民票コードを記載しない住民票を職権で作成すること等、及び、希望に応じて住民票コードを削除するという選択制をとることについて、住民基本台帳法に違反する旨指摘。